

大分市ウィークリースタンス実施要領

(目的)

第1条 大分市が発注する設計業務や工事（以下、業務等）において、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務等を履行することにより、業務環境を改善する。これにより、週休2日やワークライフバランスなどの働き方改革の一層の推進を図り、建設業の魅力ある仕事や現場の創造を支援し、担い手の確保・育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 大分市が発注する、測量、設計、調査等の建設コンサルタント業務（営繕に関する業務を含む）及び全ての工事を対象とする。ただし、災害に係る調査や設計等の緊急を要する業務等は除くものとする。

(取組内容)

第3条 原則として取り組む内容について、以下を参考に業務等着手時に受発注者相互で確認・調整のうえ、設定する。

なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

- ① 月曜日等の休日明けを依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリット）
- ② 水曜日等をノー残業デーと定め、当日は定時帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ③ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチ・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- ④ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- ⑤ 作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ 業務時間外の連絡を行わない（情報共有システム（ASP方式）・メール含む）等
- ⑦ 打合せ、立会等は遠隔臨場の活用に努める。
- ⑧ その他、任意に設定する（緊急を要する場合の対応など）

(実施方法)

第4条 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の目的を説明し、本要領第3条を参考に、本業務で取り組む内容を協議する。また、取組内容については、業務計画書（施工計画書）又は打合簿に記載すること。ただし、緊急時などは、状況に応じて柔軟に対応できるものとする。

第5条 対象業務等は特記仕様書に明記すること。

なお、記載内容については以下の特記仕様書記載例を参考とすること。

【特記仕様書記載例（測量、設計、調査等）】

第〇条（ウィークリースタンス実施対象業務）

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「大分市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力して取り組むものとする。

【特記仕様書記載例（工事）】

第〇条（ウィークリースタンス実施対象工事）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「大分市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力して取り組むものとする。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。